## 吸収分割に係る事後開示事項

埼玉県川越市大字大袋 5 9 2 彩裕フーズ株式会社 代表取締役社長 秋葉 和夫

埼玉県東松山市本町二丁目2番47号 会社名 株式会社マミーマート 代表者名 代表取締役社長 岩崎 裕文

彩裕フーズ株式会社(以下「分割会社」といいます。)と株式会社マミーマート(以下「承継会社」といいます。)が、2021年7月14日付吸収分割契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、分割会社が保有する惣菜事業(以下「承継事業」といいます。)を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規 則第189条各号に定める事項は以下のとおりです。

- 吸収分割が効力を生じた日 2021年10月1日
- 2. 吸収分割会社における会社法 7 8 4条の 2, 第 7 8 5条、第 7 8 7条及び第 7 8 9条の規定による手続きの経過
  - (1)吸収分割会社における株主の差止請求 本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条 の2の規定による請求権は発生しません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求 本吸収分割は、会社法785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785 条に定める手続きは行っておりません。
  - (3) 新株予約権買取請求 分割会社は、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権を発行していないた め、会社法第787条に定める手続きは行っておりません。
  - (4)債権者の異議

分割会社は、2021年8月30日付官報において、分割会社の債権者に対し、会社法第789条第2項及び第3項に定める公告を行いましたが、会社法第789条第1項第2号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

- 3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過
  - (1)吸収分割承継会社における株主の差止請求 本吸収分割は、会社法第796条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第796条の 2の規定による請求権は発生しません。
  - (2)反対株主の株主買取請求

本吸収分割は、会社法第797条第1項但書に定める場合に該当するため、会社法第797条に定める手続きは行っておりません。

(3)債権者の異議

承継会社は、2021年8月30日付官報及び同日付で開始した電子公告において、承継会社の債権者に対し、会社法第799条第2項及び第3項に定める公告を行いましたが、会社法第799条第1項第2号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

- 4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 承継会社は、効力発生日である2021年10月1日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分 割会社が承継事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が 分割会社から承継した資産の額は86百万円、負債の額は40百万円(いずれも概算値)です。
- 5. 会社法第923条の変更の登記をした日本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更の登記は、2021年10月1日に申請する予定です。
- 6. その他吸収分割に関する重要な事項 当該事項ありません。

以上